

市立学校園における児童生徒性暴力等に係る調査報告書（概要版）

1 概要

- 令和7年度に明らかになった全国の複数の教員による盗撮等画像のSNSグループでの共有問題を受け、選任された第三者委員による同種・類似事例の調査の実施結果の報告
- 児童生徒への性的な言動全般に関し、教育現場に通底する問題点を明らかにすることを目的に調査を実施し、児童生徒、保護者、市民の不安や不信の払しょくを目指す
- 名古屋市立学校の職員による児童生徒への言動について情報提供された23件を対象として調査を実施
- 児童生徒性暴力等に該当する行為は認められなかった。
- 児童生徒性暴力等ではないが、懲戒処分に当たり得る公務員の信用失墜行為が1件判明した。
 - ・未成年者の卒業生を自宅に居住させる
- その他不適切な行為として、以下のような事例が判明した。
 - ・児童生徒に対する過度なスキンシップ等（膝に乗せるなど）
 - ・部活動における不適切な身体接触（ストレッチなど）、関わり方（遊びに連れて行くなど）
 - ・児童生徒を車に乗せて駅などに送る
 - ・異性の特別支援学級在籍生徒への排泄介助
 - ・退職後、特定の生徒に書籍を送付する
- 調査を通じた調査委員の意見は、「3 調査結果」及び「4 全事例に通底する問題点に関する意見」に掲載のとおり

2 調査の実施

- | | |
|------------------|---------------------|
| ○調査の目的 | ○呼びかけ対象・情報提供を求めた内容等 |
| ○調査方法（情報提供の呼びかけ） | ○情報提供の結果 |

3 調査結果

（1）概要

- 調査において、刑法等に定めるわいせつ行為、児童生徒性暴力等防止法2条3項各号に該当する行為は認められなかった。
- 児童生徒性暴力等には該当しないものの、公務員の服務規律に違反する可能性がある事例、学校職員による児童生徒への関わり方として不適切であると疑われる事例等が判明した。

（2）調査結果_児童生徒等への過度な身体接触・スキンシップについて

【事例の内容と問題点】

- 児童生徒を膝に乗せる、肩車をするなどスキンシップの行き過ぎを指摘する内容
- 確認できた行為に関し、児童生徒への性的関心・わいせつな目的とは断定できず。ただし、児童生徒へのグルーミング（手なづけ行動）に当たる可能性が高いと評価される事例があった。
- 小学校高学年児童を膝に乗せるなど児童生徒の発達段階に照らして相当ではないスキンシップ行為について、不適切なものと認定する。

【その他指摘された問題点】

- 過度なスキンシップが常態化することで、グルーミングの偽装が容易になるなど、児童生徒性暴力等を行いやすく発覚しにくい土壌を生むリスクがある。
- 児童生徒へのスキンシップのあり方が職員の感覚に任せられており、学校職員によるスキンシップ等に関するルールづくりが必要である。

（3）調査結果_部活動における身体接触、不適切な言動について

【事例の内容と問題点】

- 部活動の指導に関し、ストレッチやフォームチェックのための身体接触、部員を自身の車に乗せたり休日に遊びに連れて行ったりするなど不適切な関わり方を指摘する内容
- 確認できた行為に関し、児童生徒への性的行為、わいせつな目的とまでは判断できず。
- 中学校生徒に対するストレッチなどの身体接触行為、生徒の同意を得ないフォームチェックなどの身体接触行為について、不適切なものと認定する。

【その他指摘された問題点】

- 部活動の性質上、上下関係などの支配性、外部の目が入らない閉鎖性、関わり方の継続性といった、児童生徒性暴力等発生リスク要因を包含している。
- 指導者（学校職員）の言動を、部員（児童生徒）が拒否しにくい可能性に配慮できていない事例など、児童生徒の意見表明権が軽視されていた疑いがある。
- 行為があったとされる当時、校長が教育委員会事務局に情報を共有せず、校長交代に伴う引継ぎもしていない事例など、情報の共有が不適切であった疑いがある。
- 休日の部活動の地域団体等への移行にあわせ、指導者研修などの実効的な継続実施の重要性を付言する。

(4) 調査結果 児童生徒等との私的なコミュニケーションについて

【事例の内容と問題点】

- 特定の児童生徒とSNS等により私的に連絡をとる、私的に出かける、その他過度に親密な様子があるなど、学校職員と児童生徒間の私的なコミュニケーションを指摘する内容
- 児童生徒への性的行為、わいせつな目的とは認定せず。
- 未成年者である卒業生を自宅に居住させるなど、学校職員に求められる規範を超えた過剰な対応がされていた事例があり、不適切なものと認定する。
同事例は、警察等とも情報共有し、児童生徒性暴力等には該当しないと判断したものの、教育公務員の信用失墜行為に当たることから、本報告に先立って教育委員会に報告した。
- 学校職員に依存的な児童生徒からの長時間の相談等が続いている背景がある中で、児童生徒を学校から駅まで車で送っていた事例があり、不適切なものと認定する。

【その他指摘された問題点】

- 児童生徒に好意的な感情がある場合などでは、児童生徒に被害認識のない場合が多く、かつ、学校職員に行為の正当化など思考の誤りが生じやすいなど、児童生徒性暴力等が発生しやすく発覚しにくくなるリスクがある。
- 過度に依存的になる児童生徒に対し、問題を抱え込んでしまう事例が見受けられ、組織的対応への移行できるような方策の検討が必要である。

(5) 調査結果 その他児童生徒への不適切な関わり方が疑われる言動について

【事例の内容と問題点】

- 特別支援学級の女子生徒の排泄介助に関して指摘する内容について、性的な目的ではないが、障がい者の人権に対する配慮を欠いた不適切な行為と認定する。
- 退職後、特定の女子生徒に問題集を送るなどの行為を指摘する内容について、不適切な行為であると判断する。ただし、当事者が学校からの連絡を拒否しており、意図や目的を明らかにするには至らなかった。
- 職務で撮影した生徒の写真から好みの容姿の生徒を選んで収集するなどの行為を指摘する内容について、学校に保存された全ての画像ファイルを確認したが、指摘された事実は確認できなかった。
- 児童生徒の水着や体操服の紛失等を指摘する内容について、行為者、行為の目的ともに不明であり、事実解明に至らなかった。窃盗などの疑い事案については、学校と警察との緊密な連携体制の構築が必要である。

4 全事例に通底する問題点に関する意見

(1) 児童生徒性暴力等の疑いがある場合の適切な情報の取扱いについて

- 調査の対象とした事例について、行為の報告を受けた校長から教育委員会事務局への情報共有が不十分だったと疑われる事例が認められた。
- 児童生徒性暴力等が疑われる事案に対し、迅速かつ組織的に対応できるようにするため、情報共有、報告・通報窓口、情報管理、警察等関係行政機関への通告、通報者の保護など、適切な情報の取扱いの定めを検討し、周知すべきである。

(2) 校長のマネジメントの重要性について

- 調査の対象とした事例の一部において、校長のマネジメントが不十分であった事例が認められた。
- 校長は、学校の危機管理において、平時にも事案発生時にも重要な役割を担っており、校長への危機管理研修等の一層の徹底を求める。
また、教頭や管理職を目指す一般教員など長期的視座に立った育成体制の検討を求める。

(3) 学校職員の性善説のみに依存しない体制整備の検討について

- 学校における児童生徒に対する不祥事防止は、性善説に依拠した仕組みとなっているが、悪意ある行為者に対して脆弱。
- 現代の危機管理においては、性善説に頼ることこそが不祥事防止の脆弱性とされており、性悪説・性弱説に基づいた制度設計、体制整備を進めることが必要であり、物理的に不正がでない仕組みやマニュアル化・ルール化などについても検討すべきである。
- 過度に監視的であることには弊害もあり、学校職員の自律的な行動や教育活動へのモチベーション向上など、これまで培った優れた組織風土と調和した危機管理体制の構築を求める。

(4) 職員の倫理意識を向上させる自律的改善力を持った組織の構築について

- 学校職員同士でも適切と判断する基準に差異があり、調査を通じて社会通念とのずれも見受けられた。
- 学校職員同士が率直な対話、指摘により、意識の差異を補正できる自律的改善力を持った学校組織の構築を求める。